

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時
- 令和7年4月4日（金） 午後3時から
2. 会議の場所
- 市役所本館3階大会議室
3. 会議に付した議案等
- 議案第1号
- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 申請人
- 外2件
- 議案第2号
- 農用地利用集積等促進計画の策定について
- 申請人
- 富山県農地中間管理機構
- 公益社団法人富山県農林水産公社
- 理事長 佐藤 一絵
- ・令和7年度最適化活動の目標設定について
- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・地域計画について
- ・利用権設定について
4. 委員の出欠
- (出席農業委員・8名)
- 松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
- 新村 剛、杉本 久美子
- (出席推進委員・7名)
- 黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、開田 豊一、
- 伊藤 久義
- (欠席委員・1名)
- 滝川 裕子
5. 事務局（3名）
- 北野事務局長 村田係長 小林主事

6. 会議の要旨

(事務局係長の異動のあいさつ)
(事務局主事の転入に伴う任命)

午後3時00分 開会

- 会 長
- それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、松井 滋樹委員、澤田 博行委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
- 会 長
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局
- (議案第1号1番について朗読及び説明)
申請地は、●●●● 田（現況は畑）です。
申請地は、農道に面し、●●●●線から田を1筆挟んだ農地です。
申請地は、●●●●が耕作していましたが、●●●●が亡くなって以降、
遠方に居住する譲渡人が管理できないことから、近隣で農業をしている譲
受人に耕作管理を依頼していました。この度、関係者の同意を得、譲受人
に所有権を移転することとなりましたので申請されたものです。移転後も、
畑として引き続き耕作していく予定です。
- 会 長
- 地区担当委員の補足説明をお願いします。
- 委 員
- 3月26日に●●●●推進委員と現地を視察しました。現在も畑として耕
作しており、今後も継続して耕作されるとのことですので、移転について
は問題ありません。
- 事 務 局
- 委員から伝言を預かっております。申請地については耕作者が
引き続き畑を維持管理していくとのことで、問題ないとのことです。
- 会 長
- この件に関しまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。
- 会 長
- 続きまして、事務局より次の説明をお願いします。
- 事 務 局
- (議案第1号2番について朗読及び説明)

	申請地は、●●●● 田 外 24 筆です。		
	申請地は、●●●●に点在し、農道又は●●●●線に面した農地です。	職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。
	申請理由としては、1 番と同じ譲渡人であり事情も同様ですが、申請地を●●●●が耕作していましたが、●●●●が亡くなって以降、遠方に居住する譲渡人が管理できないことから、近隣で手広く農業をしている譲受人に耕作管理を依頼していました。こちらについてもこの度、関係者の同意を得、譲受人に所有権を移転することとなりましたので申請されたものです。移転後も、譲受人が経営する●●●●が水稻又はハトムギ等を引き続き耕作していく予定です。	委 員	当該農地の向かいに譲渡人である●●●●さんの自宅がありますが、高齢で1 人暮らしのため土地の管理ができず、土地を手放したいとのことでした。農地移転については問題ないと思います。
		委 員	耕作するとのことで、移転に異論はありません。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	職務代理	この件に関しまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は許可することといたします。 では、進行を会長へお返しします。
委 員	現在、水稻、大豆、ハトムギ等を栽培しており、今後も継続して栽培するとのことで、移転には問題ありません。	会 長	続きまして、議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	こちらについても●●●●委員から伝言を預かっております。引き続き同じ耕作者が管理することと、大規模経営体で他の農地も含め管理しているとのことで、問題ないとのことです。	事 務 局	（議案第 2 号について朗読及び説明） 農地の集約化等を目的に法改正がされ、令和 7 年 4 月以降、農地の貸し借りについては原則農地中間管理機構を介した契約に一本化されました。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、5 ページのとおり富山県農地中間管理機構が策定した農用地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見を求められているものです。 6 ページをご覧ください。農地中間管理事業の利用権設定状況になります。貸し手は 19 件、借り手は中間管理機構の 1 件、合計面積 140,473 m ² です。 詳細は 7 ～ 8 ページに記載されています。9 ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は記載のとおり、●●●●さんになります。この方は現在、●●●●市●●●●で父親と水稻を作付けしています。この度、●●●●地内においても地元農業者の指導・協力を受けながら、遊休農地も含め耕作される予定としています。
会 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は許可することといたします。		
会 長	次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。	会 長	この件について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この件については 6 ページ以降の原案通りといたします。
職務代理	では、事務局より次の説明をお願いします。		
事 務 局	（議案第 1 号 3 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●● 田（現況は畑） 外 2 筆です。 申請地は、●●●●線（●●●●線）に面した農地です。 申請地は、譲渡人の●●●●氏がこれまで畑として耕作してきましたが、高齢のため管理できなくなり、管理してくれる人を探していたところ、譲受人の母親とかねてより知り合いで、譲受人が●●●●で●●●●をしており、現在は●●●●市の山間部で専業農家として水稻を 2 町ほど作付けしており、譲渡人の自宅納屋にある農業機械を用いて耕作管理を担われることになったことから今回申請されたものです。移転後はすいか、かぼちゃ等を耕作し、今後、周辺に残る農地についても、今後必要な申請を経たうえで管理していく予定です。		その他

- ・令和7年度最適化活動の目標設定について
- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・地域計画について
- ・利用権設定について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後3時35分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員